

2016年2月17日

外務大臣 岸田文雄 様
南部アジア部長 梨田和也 様
軍縮不拡散・科学部長 相川一俊 様

日印原子力協力協定に関する要請

NPO 法人ピースデポ
グリーンアクション
原子力資料情報室
原水爆禁止日本国民会議
国際環境 NGO FoE Japan
戦略 ODA と原発輸出に反対する市民アクション(COA-NET)
ノーニュークス・アジアフォーラム・ジャパン
反核世界社会フォーラム 2016 日本準備会
平和と民主主義をめざす全国交歓会
ピースボート

日頃の日本国外交へのご尽力に敬意を表します。

昨年 12 月の安倍首相訪印の際に合意された日印原子力協力協定の早期締結について、私たちは、これまで世界が取り組んできた核兵器の廃絶という目標を大きく遠のかせることとなるだけでなく、これまで核廃絶を強く訴えてきた日本が NPT・CTBT に加盟せず、核兵器を保有するインドの立場を認めることになると強く懸念しています。そこで以下の通り要請いたします。

要請

インドとの原子力協力協定を締結しないでください。

このような立場から、インドとの原子力協力について、以下の通り質問いたします。政府としてのお考えを、ご回答願います。

1 日印原子力協力協定について

- 1.1 安倍首相は国会等でインドが核実験を実施した場合の日印原子力協力協定に基づく協力の停止を再三表明されています。しかし、川村泰久外務報道官はインドの The Hindu 紙（2015 年 12 月 14 日付）に対して “Japan is satisfied by the fact that India has a voluntary moratorium on further nuclear testing. Earlier India separated its military and civilian nuclear programme and that apart we also appreciate India’s policy on reprocessing of spent nuclear fuel which provides further safeguards,” “Japan has not insisted on any “nullification clause” during the latest round of negotiations” とコメントしています。

このコメントにかんしての外務省の見解をお聞かせください。

- 1.2 昨年 12 月の日印首脳会談後の共同記者会見において、インドのジャイシャン

カル外務次官は 12 月、安倍首相の訪印にかんするメディアブリーフィングにおいて、使用済み燃料の再処理について” It has been a longstanding position of India that reprocessing is an integral part of our nuclear programme because the manner in which we run our nuclear programme, we reprocess the spent fuel. We do not let it accumulate, we reuse the spent fuel. So, any solution that we have done will be in consonance with our longstanding policy.”と述べています。これは、日本が供給した原子力関連機材から出た使用済み燃料についても再処理する方針であると理解できますが、日本はインドに再処理に関する包括的な同意を与える方針なのでしょうか。

- 1.3 昨年 12 月の日印首脳会談において「『核兵器のない世界』の実現という目標は既にインドと共有している」とされています。

日本は国連第一委員会に提出してきた核軍縮決議において、過去一貫して国際的な核不拡散体制の礎石としての NPT の決定的な重要性を再確認してきました。これに対してインドは 1994 年から 1999 年までは棄権、2000 年から 2009 年までは反対であり、直近の 2010 年から 2015 年も棄権しています。また、ジャイシャンカル外務次官は 12 月、安倍首相の訪印にかんするメディアブリーフィングにおいて、” The world today accepts that NPT was a product of a particular time and a particular situation, and that sometimes there are some realities that you need to address which have happened subsequently, and if the record of the country is responsible, if their need is serious, if they have been credible in implementing their commitments, I think all these have led different countries to consider the need for making exceptions. So, I do not think the NPT itself is a particular obstacle to this negotiation.”と述べ、インドの NPT 加盟の必要性を明確に否定しています。

インドは NPT の決定的な重要性において、明らかに日本と価値観を共有していないと思われませんが、どのような点においてインドと日本は、核兵器のない世界の実現という目標を共有しているのでしょうか。

2 インドの核の軍民分離の検証について

インドは IAEA 追加議定書に基づき、原子力関連施設の軍民分離を実施していますが、依然として、核兵器を保有しており、核軍拡をすすめる国でもあります。IAEA は査察によって軍民分離の状況を確認することと思われませんが、IAEA は全体的な状況を確認するのであって、日本から移転された原子力関連機材をもちいて生産された核物質の動向については日本が確認する必要があると理解しています。そこで、インドの核の軍民分離状況を日本がどのように検証していくのかについてお聞かせ下さい。

3 インドの核物質状況について

日本がインドに輸出した原子力関連機材から生産された核物質が軍事転用されていないことを確認するためには、IAEA 保障措置にもとづいて確認されたインドの核物質管理状況についての情報が不可欠です。そこで以下についてご質問します。

- 3.1 外務省はインドが批准した IAEA 追加議定書である INFCIRC/754 にもとづいて IAEA に報告している内容を把握されているのでしょうか。把握しているのであれば開示して下さい。

- 3.2 外務省はインドの核分裂性物質保有量を把握しておいででしょうか。把握し

ているのであれば開示して下さい。

- 3.3 外務省はインドに対し、米、英、露、仏、中、日本、ドイツ、ベルギー、スイスの 9 カ国が批准しているプルトニウム管理指針 (INFCIRC/549) に同意し、IAEA に対して分離済みプルトニウム量の報告をおこなうよう促していらっしゃるでしょうか。

4 日本の核不拡散外交について

- 4.1 外務省は昨年 NPT 運用検討会議の評価について「我が国としては、今次会議の議論を踏まえ、今後も引き続き NPT 体制の維持・強化に向けてさらなる努力を続けていく必要がある」と述べられています。また日本政府が昨年国連第一委員会に提出してきた核軍縮決議は、パラ 1 において「全ての国が核兵器の全面的廃絶への共同行動をとるとの決意」を表明しています。

以上のことから、日本外交は、核兵器の全面的廃絶とそのための NPT 体制の強化を基本方針としてしていると認識しています。外務省の見解をお教えください。

- 4.2 日本政府は IAEA 追加議定書の普遍化を繰り返し強調してきました。たとえば日本政府が主導する軍縮・不拡散イニシアティブ (NPDI) が 2015 年の NPT 運用検討会議において国連事務局に提出した NPT 運用検討会議の合意文書案ではパラ 47 において” The Conference reaffirms the principle that States parties should require the conclusion and implementation of a Safeguards Agreement (INFCIRC/153) as well as an Additional Protocol (INFCIRC/540) with the IAEA as a condition for new supply arrangements with non-nuclear-weapon States.”と提唱しています。

日本がこれまで主張してきた追加議定書の普遍化とインドが締結している”India-specific”な追加議定書は矛盾するのではないのでしょうか。外務省の見解をお聞かせください。

- 4.3 昨年 12 月の日印共同声明において、両国はインドの原子力供給国グループ (NSG) への参加について「原子力供給国グループ、ミサイル技術管理レジーム、ワッセナ・アレンジメント及びオーストラリア・グループの完全なメンバーになるために協働するためのコミットメントを確認」しています。

しかし、インドは上述のジャイシャンカル外務次官のコメントにも現れているように NPT に加入する意思は存在せず、NPT 加盟の核兵器国ですら義務付けられている核軍縮の義務を負うこと無く、核軍拡を続けています。そのインドの NSG 加入を容認することは、核不拡散体制において、曖昧なインドの地位を主流に押し上げることにつながり、それにより NPT の一層の形骸化を促進しかねないと懸念しています。

1998 年 5 月に安保理決議 1172 (日本、スウェーデン、コスタリカ、スロヴェニア共同提案) は 8 項で「インドまたはパキスタンの核兵器計画をいかなる形態であれ支援することとなりうるような機材、資材および技術の輸出を防止」することを求めています。

インドの NSG 加入を支持することと、岸田外相が国際場裡において繰り返し明言されている「NPT 体制の更なる強化に向けた努力」の関係について、外務省の見解をお教え下さい。

以上